

ご契約者各位

岩手県花巻市材木町17番37号
花巻ガス株式会社

ガス小売供給約款の一部（ガス料金の原料費調整制度に関する部分等） 変更のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社では、2019年5月1日よりガス小売供給約款の一部（ガス料金の原料費調整制度[※]に関する部分等）について変更しますので、お知らせいたします。

今回の変更において、お客さまのお支払する5月分ガス料金に変更はございません。

また、今回の変更内容にご承諾いただける場合は、特段のお手続きは必要ございません。

※原料費調整制度…ガス料金に原料価格の変動を適切に反映させる制度

【変更の理由】

都市ガスの主原料転換（LPGからLNG）実施から現在まで2年が経過したことにより、原料費調整を算定するうえでの原料構成比を見直し、原料費調整に関する算定式等を変更いたします。

その後のガス料金については、下記の【変更の内容】(1)②平均原料価格の算定式になります。

【対象契約種別】

ガス小売供給約款

【変更の内容】

(1)原料費調整制度に関する変更（単位料金の調整に係る算定式等）

①基準平均原料価格（トン当たり）

（新）基準平均原料価格	（旧）基準平均原料価格
63,890円	50,260円

②平均原料価格の算定式

（新）平均原料価格の算定式	（旧）平均原料価格の算定式
トン当たりLNG平均価格×0.9572 +トン当たりLPG平均価格×0.0466	トン当たりLNG平均価格×0.5287 +トン当たりLPG平均価格×0.5179

③単位料金を調整する際に使用する係数（1立方メートル当たり）

（新）単位料金の調整	（旧）単位料金の調整
基準単位料金±0.086円×原料価格変動額／100円×（1+消費税率）	基準単位料金±0.091円×原料価格変動額／100円×（1+消費税率）

④原料費調整における上限値の廃止

原料価格の変動を料金に適切に反映させるため、「単位料金の調整」における「平均原料価格」の上限に関する規定（ガス小売供給約款 23. 単位料金の調整（2）②ただし書き）を削除します。

(2)料金表の基準単位料金（税込）

契約種別		(新) 料金表		(旧) 料金表	
		基準単位料金	調整後単位料金 (2019年5月) お客さまにお支払い いただく単位料金	基準単位料金	調整後単位料金 (2019年5月) お客さまにお支払い いただく単位料金
料金表	A	217.7280	217.7280	206.0424	217.7280
	B	187.8984	187.8984	176.2128	187.8984
	C	171.3744	171.3744	159.6888	171.3744

基準単位料金は変更となりますが、実際にお客さまにお支払いいただく単位料金は原料費調整制度により算定された調整後単位料金を適用しますので、変更時点（2019年5月）において、お客さまにお支払いいただく金額に変更はございません。

詳細は当社ホームページへ掲載をしておりますので、ご覧ください（書面をご希望の場合はご連絡ください）。

（URL） <http://www.hanamakigas.jp/>

なお、変更後の各種約款に異議がある場合は、期間の定めのある契約を含めた全ての契約において解約することができます。

【お問合せ先】

その他、ご不明な点等ございましたら、下記お問合せ先へご連絡下さい。

（小売登録番号・C0030）

花巻ガス株式会社

0198-22-3633

（受付時間） 平日 午前8：30～午後5：00